

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：平成29年3月28日（火）午前10時30分から

場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 平成29・30年度競争入札参加資格の認定（平成29年4月1日認定予定）
並びに格付及び発注基準について
- 2 低入札価格調査制度の改正について〔再説明及び詳細説明〕
（平成29年4月1日以降適用開始）
- 3 見積り合わせ制度（随意契約）の改正について
（平成29年4月1日以降適用開始）
- 4 余裕期間準用工事について〔再説明及び詳細説明〕
- 5 その他
 - (1) 年間維持管理業務について
 - (2) 水道施設工事について
 - (3) その他
- 6 質疑応答

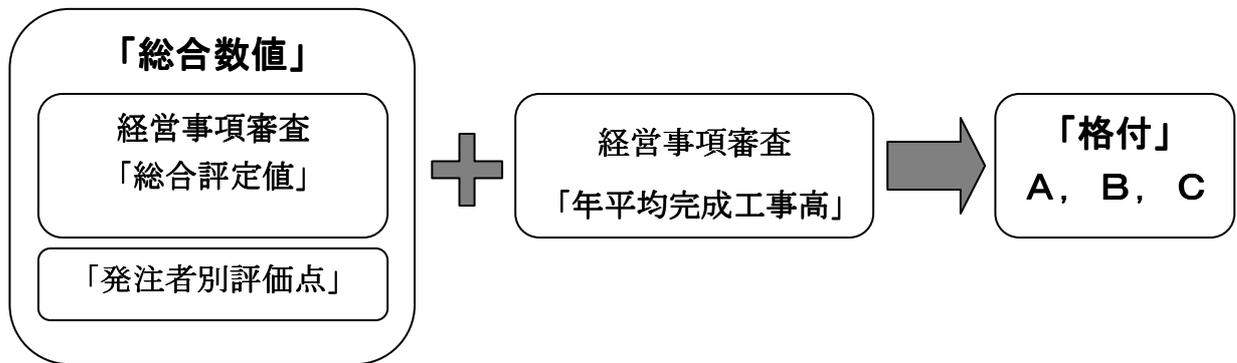
東広島市 総務部

契約課 TEL082-420-0930

1 平成29・30年度競争入札参加資格の認定（平成29年4月1日認定予定）並びに格付及び発注基準について

（1）平成29・30年度競争入札参加資格の認定

格付の認定は、経営事項審査の総合評定値に発注者別評価点を加えた「総合数値」と経営規模等評価結果通知書に記載されている年平均完成工事高を基に行いました。なお、「東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程」の建設工事種類別格付基準の改正は、ありません。



（2）資格認定者数

地域区分	認定者数	前回認定者数※
市内	166 者	167 者
県内	359 者	366 者
県外	370 者	385 者
合計	895 者	918 者

※平成27・28年度当初資格認定時の認定者数

（3）平成29・30年度競争入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日までです。

ただし、平成31年4月1日以降においても平成31年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成31年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

（4）建設工事種類別格付基準及び格付別標準発注金額表

ア 建設工事種類別格付基準

次の表の区分に従い、格付（A，B，C）を決定し、認定しました。

建設工事種類別格付基準

工事の 種類 格付	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 680点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上
B	総合数値 650点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付A に該当す るものを 除く。)	総合数値 500点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)

イ 格付別標準発注金額表

次の表の区分を基準に発注します。

格付別標準発注金額表

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

2 低入札価格調査制度の改正について

1 趣旨

適正な競争と工事品質を確保する観点から、低入札価格調査制度を改正します。

2 改正内容

(1) 適用対象を拡大します。

適用対象工事を、全工事において請負対象設計金額1.5億円以上(税込)とします。

(現行：土木一式・建築一式工事／請負対象設計金額5億円(税込)以上

：電気・管等設備工事　／請負対象設計金額2.5億円(税込)以上)

(2) 契約後の取り扱い

新規に適用対象とする部分の契約後の措置を次の通り改正します。

区分		変更前	変更後	
適用対象工事 (請負対象設計金額 [税込])	土木一式工事 建築一式工事	5億円以上	5億円以上	1.5億円以上 5億円未満
	電気・管等 設備工事	2.5億円以上	2.5億円以上	1.5億円以上 2.5億円未満
拡大範囲		—	—	新規適用
施工体制調査		重点対象工事	同左	同左
瑕疵担保責任 (通常 2年(木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては1年))		4年(木造の建築物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては、2年)以内	同左	同左
加配する補助者		1名専任配置	同左	原則、配置不要
契約保証金の額 (通常、請負契約金額10分の1以上)		請負契約金額の10分の3以上	同左	請負契約金額の10分の1以上
契約解除の違約金 (受注者の責によるもの) (通常、請負契約金額10分の1)		請負契約金額の10分の3	同左	請負契約金額の10分の1
前払金の額 (通常、請負契約金額10分の4以内)		請負契約金額(注1)の10分の2以内	同左	請負契約金額(注1)の10分の4以内 (注2)

※注1 債務負担による複数年契約の場合、前払金についての特段の条件を仕様書に規定していない場合は、通常、請負契約金額を各年度の出来高予定額と読み替えます。

※注2 既に低入札価格調査対象制度の対象工事を低入札により落札し契約中の受注者が、再度低入札により落札した場合、その工事については請負契約金額の10分の2以内とします。

3 適用日

平成29年4月1日以降に公告する案件から適用します。

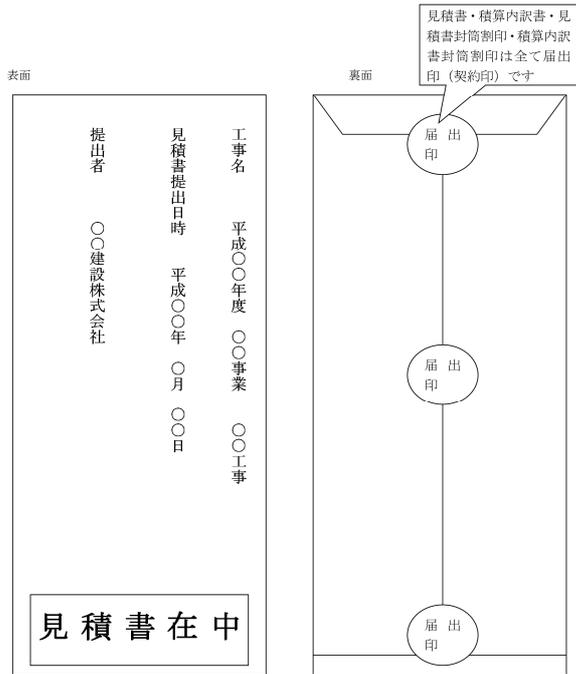
低入札価格調査制度の契約までの流れ

現行制度は、開札日から請負契約締結まで約1か月の期間を要していました。調査期間の短縮を図るため、適用対象工事を拡大することに合わせて低入札価格調査の手続きを変更します。

	市	入札参加者
入札日		通常の積算内訳書と設計図書に添付してある詳細な積算内訳書を作成し、入札時に添付する。
開札日	<p>①事後審査対象者に、開札日の翌開庁日を提出期限として、資格要件確認資料の提出を求める。</p> <p>②低価格入札者のうち最低の価格で入札を行った者（低入札価格調査対象者）に、開札日の翌開庁日を提出期限として、低入札価格調査報告書等及び事後審査資料である資格要件確認資料の提出を求める。</p>	
開札日の翌開庁日		電子入札等システムにより資格要件確認資料・低入札価格調査報告書等を提出する。（低入札価格調査報告書等は、低入札価格調査対象者のみ。）
低入札価格調査・事後審査	低入札価格調査対象者に対して、低入札価格調査を事後審査と並行して行う。	
失格のとき 次点を調査	調査の結果、低入札価格調査対象者が失格となった場合は、次点の者に資格要件確認資料及び低入札価格調査報告書等の提出を求める。（低入札価格調査報告書等は、低入札価格調査対象者のみ。）	
落札者決定		
契約締結		

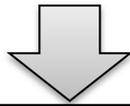
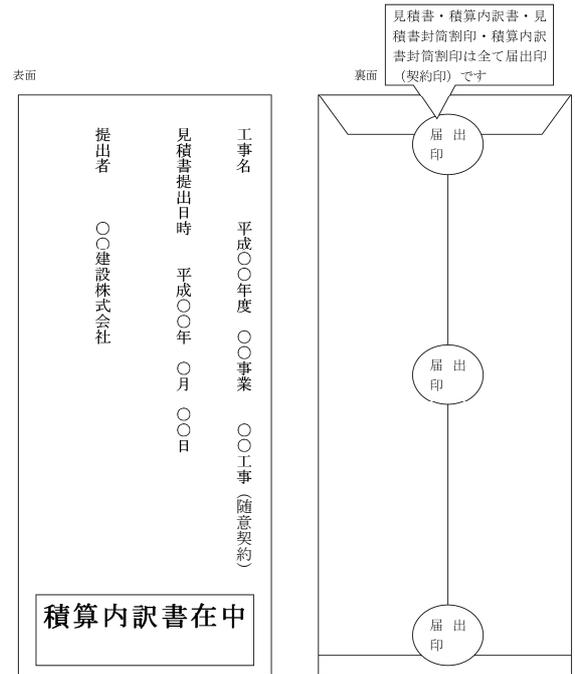
封筒 1

見積書を封入する封筒の作成例

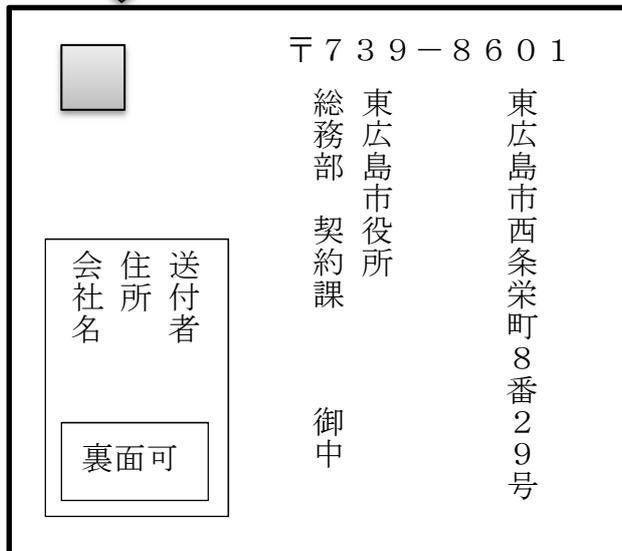


封筒 2

積算内訳書を封入する封筒の作成例



見積書と積算内訳書を1つの封筒に入れ、郵送で提出



4 余裕期間制度を準用した工事の試行について

1 趣旨

平成27年度から入札不調対策及び発注時期の平準化等、工事の円滑な施工を確保することを目的として、国の「余裕期間制度」を準用した「工期始期技術者配置試行工事」（通称：「余裕期間準用」方式）を一部の工事で試行しています。

2 試行対象

- (1) 平成28年度の運用状況 平成28年度上期は議会案件(予定価格1.5億円以上)で実施
平成28年度下期は議会案件以外で実施
- (2) 試行対象案件 工事の円滑な施工を確保するために必要な工事とし、市で指定するもの
(入札公告及び特記仕様書に明記しています。)

① [入札公告の記載例] 1号工事

工期始期技術者配置試行 工事 (余裕期間準用)	入札公告	1号工事
次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。 また、各項目に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。		
平成29年2月14日		
東広島市長 蔵田 義雄		
1 工事名	平成28年度 市道整備事業 土与丸上三永線道路改良工事その2	
2 工事管理番号	7-28-0554	
3 工事場所	東広島市西条町助実	
4 工事概要	延長 L=290m 幅員 W=9.75m 【道路土工】路床盛土工 V=2,260m ³ 、路体盛土工 V=5,930m ³ 【擁壁工】重力式擁壁 V=103m ³ 、小型擁壁 V=3m ³ 【ブロック積工】コンクリートブロック積 A=994m ² 【排水構築物工】側溝工 L=226m、場所打水路 L=242m	
5 工期	平成29年4月1日から平成29年11月6日まで	

開札日3月6日で公告しており、通常であれば3月中旬が契約締結日、工期はその翌日が一般的

10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 配置予定技術者が、開札日の前日において東広島市発注工事（以下「既存受注工事」という。）の技術者等として配置されている場合、配置予定技術者の資格要件及び技術者の配置については、共通公告4(2)及び(3)にかかわらず、次のとおりとする。
 - ア 配置予定技術者の資格要件の判断基準は次のいずれも満たすことを必須とする。
 - (7) 平成29年4月1日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていないこと。ただし、平成29年4月1日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、平成29年3月31日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できるものを除く。
 - (イ) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
 - (ロ) 開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して3か月以上存在すること。
 - (ハ) 既存受注工事について、工期の終期を平成29年4月1日以降に延長しないこと及び工期内に完了検査を終了させることについて、開札日の前日までに発注者と書面により協議を行い、発注者の承諾を得ていること。
 - イ 契約後、工事の施工にあたって、配置予定技術者とした者を、技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、傷病、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
 - ウ 平成29年4月1日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、平成29年3月31日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。

② [入札公告の記載例] 2号工事

**工期始期技術者配置試行
工事 (余裕期間準用)**

入札公告

2号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるものほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

平成29年2月14日

東広島市長 藏田 義雄

1 工事名	平成28年度 市道整備事業 土与丸上三永線（2工区）道路改良工事その2
2 工事管理番号	7-28-0546
3 工事場所	東広島市西条町助実
4 工事概要	延長 L=305.7m 幅員 W=5.0~6.2m 【側溝工】プレキャスト型側溝 L=107m、自由勾配側溝 L=444m 【管渠工】暗渠排水工 L=274m 【舗装工】アスファルト舗装工 A=1,330m ²
5 工期	平成29年4月1日から平成29年10月23日まで

開札日3月6日で公告しており、通常であれば3月中旬が契約締結日、工期はその翌日が一般的

10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

(1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）

(2) 落札者は契約後、次のいずれにも該当する者を主任技術者として配置しなければならない。

ア 土木工事業に係る主任技術者の資格を有する者

イ 土木一式工事の経験（監理技術者・主任技術者・現場代理人としての元請経験に限る）を有する者

ウ 配置時点で、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者

エ 配置時点で、他に配置されている工事が4件以下で、いずれも専任技術者を要件とせず、かつ請負金額が3,500万円（税込）未満であること

オ 本工事は、工期始期技術者配置試行工事である。契約日から平成29年3月31日までの間の主任技術者の配置は不要とする。

(3) 現行制度の趣旨

通常案件では、技術者の配置について、次の制約があります。

	直接的かつ恒常的な雇用関係	資格実績又は経験	専任・兼任要件	落札決定前の審査
1号工事	開札日の前日 3か月の雇用実績	開札日の前日 有すること	開札日の前日から 満たすこと	有り
2号工事	開札日の前日 3か月の雇用実績	開札日の前日 有すること	工期の始期から 満たすこと	無し ※契約後配置

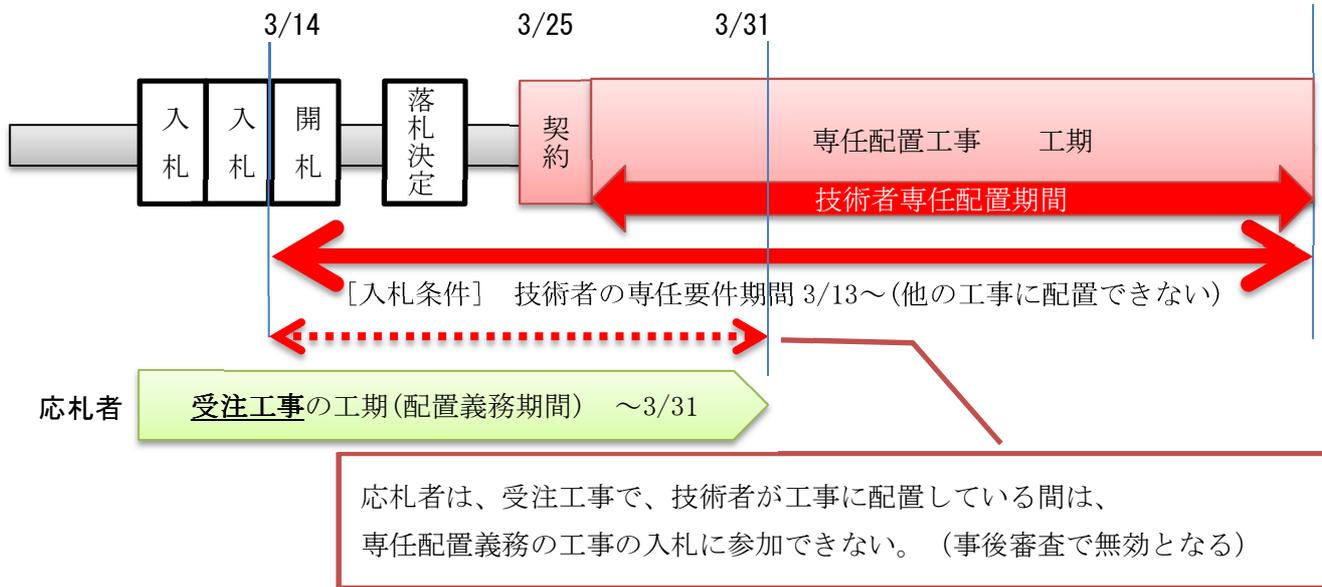
余裕期間準用工事では、次の特例としています。

	直接的かつ恒常的な雇用関係	資格実績又は経験	専任・兼任要件	落札決定前の審査
1号工事	開札日の前日 3か月の雇用実績	開札日の前日 有すること	指定日以降 満たすこと	有り
2号工事	開札日の前日 3か月の雇用実績	開札日の前日 有すること	指定日以降 満たすこと	無し ※契約後配置

(4) 専任配置工事の発注案件

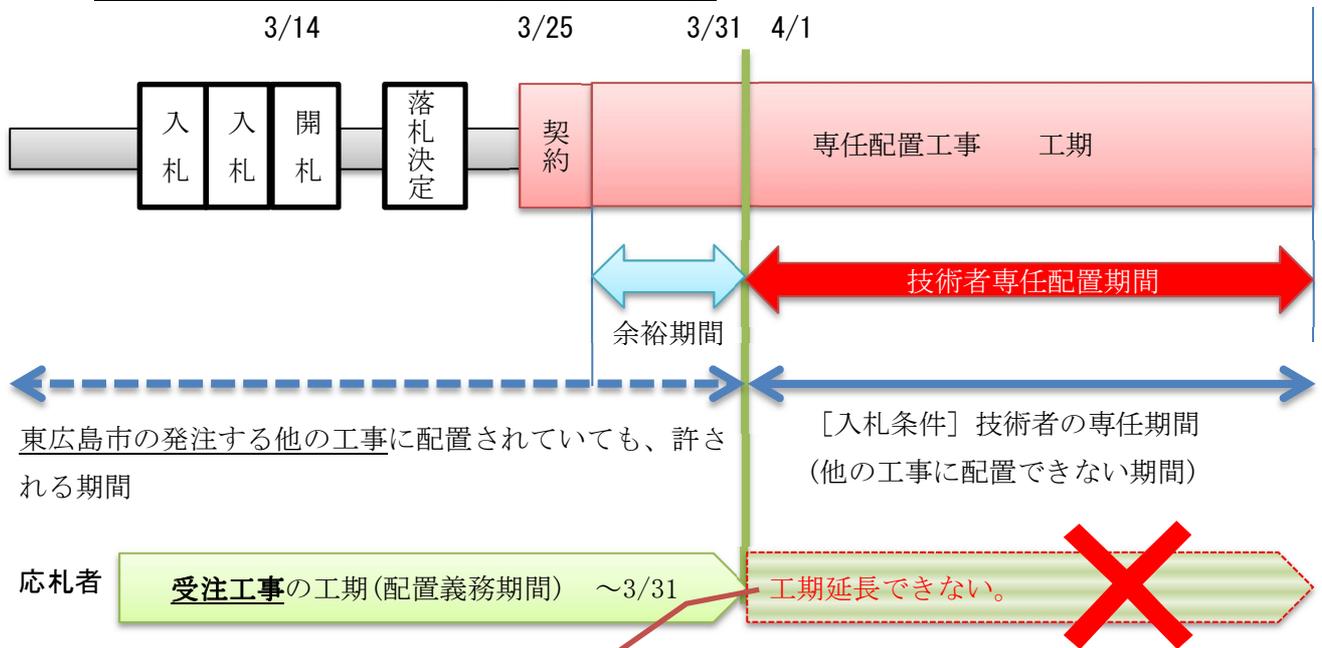
①. 通常の東広島市の専任工事

○ 技術者の専任等の資格要件（専任要件を含む。）は、開札日の前日の状況により判断する。



②. 東広島市の専任工事の余裕期間準用方式 指定日が4/1の例

○ 技術者の専任等の資格要件（専任要件を含む。）は、契約日以降の指定日（例 公告記載の日4/1～）以降に、技術者専任配置とする。



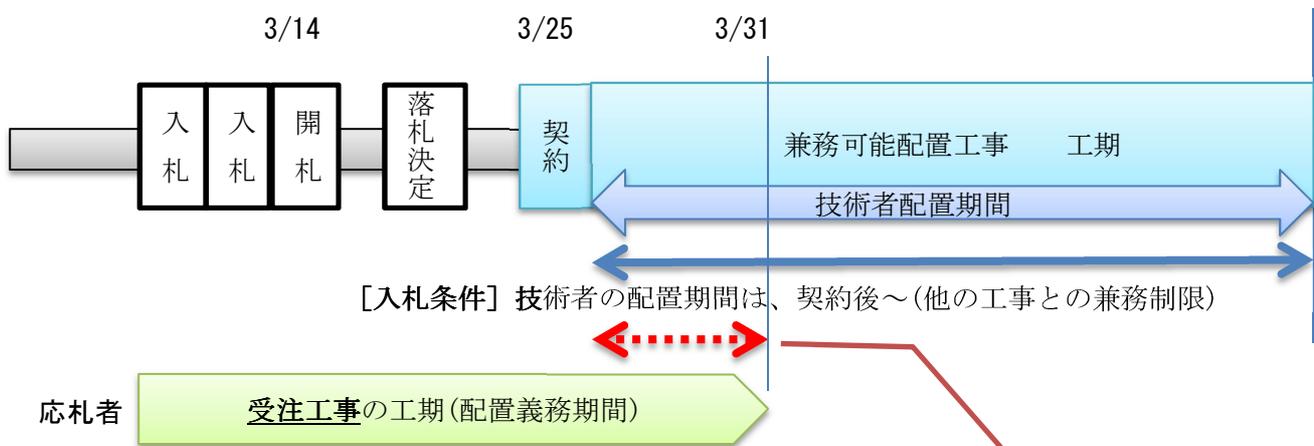
年度末までの工事を担当している技術者も、「余裕工期制度」対象工事では、技術者要件が重複しないため、入札できる可能性が高まる。

ただし、既存工事の監督員は、「工期延長しないこと、3/31までに完了検査を終了すること」を、打ち合わせ簿等で整理しておくこととしている。

(5) 兼務可能工事の発注案件

①. 通常の東広島市の兼務可能工事の入札条件

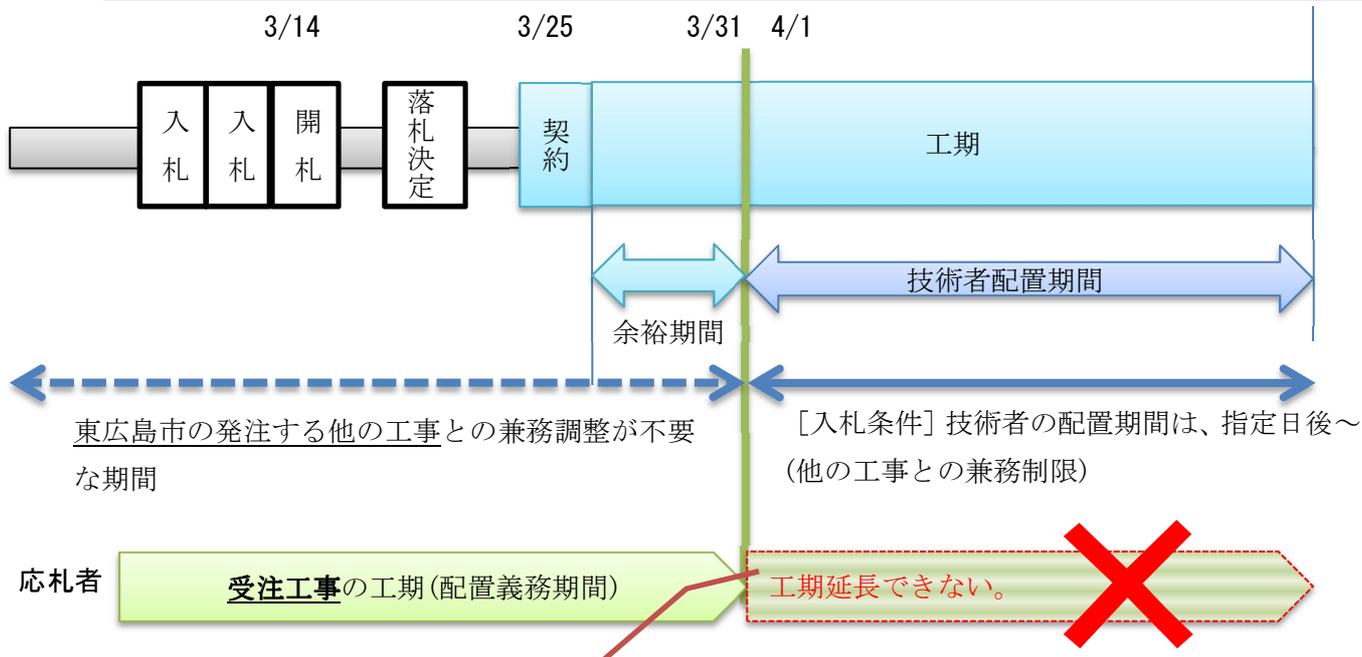
- 技術者の配置は、契約後としており、**工期中は兼務制限の範囲で配置しなければならない。**



応札者は、受注工事に技術者を配置している間は、新たに応札し受注する案件には、兼務制限の範囲で配置しなければならない。
契約後配置できないときは、契約解除もあり得る。 (交代要員もない時)

②. 東広島市の兼務可能工事の余裕期間準用方式 指定日が4/1の例

- 技術者の配置は、契約日以降の指定日(公告記載の日4/1～)以降に配置しなければならない。



年度末までの工事を担当している技術者も、「余裕工期制度」対象工事では、技術者兼務制限が重複しないため、入札できる可能性が高まる。
 ただし、既存工事の監督員は、受注者の求めがあれば、「工期延長しないこと、3/31までに完了検査を終了すること」を、打ち合わせ簿等で整理しておくこととしている。

(6) 余裕工期準用工事の対象となる既存受注工事、及び既存受注工事との協議

注意 1 既存受注工事は、東広島市発注工事のみが対象となります。

(2) 配置予定技術者が、開札日の前日において東広島市発注工事（以下「既存受注工事」という。）の技術者等として配置されている場合、配置予定技術者の資格要件及び技術者の配置については、共通公告 4 (2) 及び(3)にかかわらず、次のとおりとする。

ア 配置予定技術者の資格要件の判断基準は次のいずれも満たすことを必須とする。

(ア) 平成 29 年 4 月 1 日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていないこと。ただし、平成 29 年 4 月 1 日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、平成 29 年 3 月 31 日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できるものを除く。

(イ) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。

(ウ) 開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して 3 か月以上存在すること。

(エ) 既存受注工事について、工期の終期を平成 29 年 4 月 1 日以降に延長しないこと及び工期内に完了検査を終了させることについて、開札日の前日までに発注者と書面により協議を行い、発注者の承諾を得ていること。

イ 契約後、工事の施工にあたって、配置予定技術者とした者を、技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、傷病、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

ウ 平成 29 年 4 月 1 日において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、平成 29 年 3 月 31 日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。

注意 2 既存工事の施工担当課と、入札前に協議書を交わしておいてください。

○ 官製談合防止の観点から、「〇〇入札に参加の為」等の記載はいりません。

○ 協議書において

「本工事の工期末は、平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、当該工期の延長はしないものとする」との協議書を入札前に発注者と受注者で交わしておいてください。

(7) 技術者等確認書類について

入札に関して提出する書類については、一旦提出後の書換え、引換え、追加又は撤回はできませんので、提出時には十分注意の上、提出してください。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

平成28年4月1日改正

（抜粋）

E. 契約に係る注意事項

- (1) 電子参加・書面参加のいずれの場合であっても、**提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料については、書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。**また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。入札書を提出し、その結果落札者に決定した者が、落札決定後、技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。
- (2) この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。この確認は、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出させることにより行う。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。

D. 審査

- (1) 審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者（1号工事における配置予定技術者の専任配置の可否（以下「専任要件」という。）の確認を含む。）については、その入札を無効とする。
 - ア 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて、**資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。**
 - イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ウ **審査の結果、資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象とする。**ただし、内訳書に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。

(8) [参考]国の制度

国土交通省が示す余裕期間制度

余裕期間制度について


参考2

■余裕期間制度

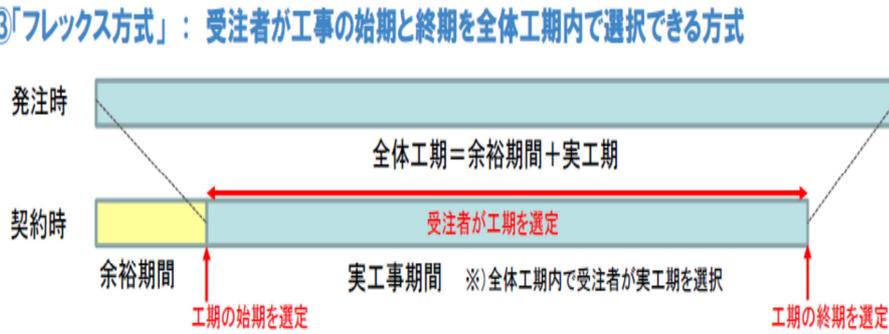
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置：
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

5 その他

(1) 年間維持管理業務について

ア 経緯

(ア) 時期

平成18年10月から運用開始

(イ) 背景

小規模な修繕や災害の初期対応等、一件50万円程度の案件をまとめて年間業務で発注

(ウ) 目的

- ・市民サービスの向上（速応）
- ・市、受注者相互の事務軽減

イ 現在の状況

土木に加え、公園（土木、電気、管）、造園に拡大する中、平成28年度からは、公共汚水ます設置工事も維持管理業務として発注しています。

(ア) 土木一式工事業者対象業務

(a) 市道・河川等維持管理業務委託

	地区西条	地区八本松	地区志和	地区高屋	地区福富	地区豊栄	地区河内	地区黒瀬	地区安芸津	合計
H29年度	4	2	2	2	1	1	1	2	1	16

(b) 県道維持管理業務委託

	地区西条	地区八本松	地区志和	地区高屋	地区福富	地区豊栄	地区河内	地区黒瀬	地区安芸津	合計
H29年度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

(c) 公園維持管理業務委託

	市内一円（遊具・土木・建築）	合計
H29年度	1	1

(イ) 電気工事業者対象業務

	市内一円			合計
	市道道路照明灯維持管理	県道道路照明灯維持管理	公園	
H29年度	1	1	1	3

(ウ) 管工事業者対象業務

	市内一円（公園水道施設維持管理）	合計
H29年度	1	1

(エ) 造園工事業者対象業務

	道路関係樹木育成管理		公園・施設等関係樹木育成管理		合計
	特定路線	市内一円	特定地区	一定エリア	
H29 年度	4	1	8	4	17

(オ) 公共ます設置工事対象業務

	公共下水道	農業集落排水	合計
	市内一円	一定エリア	
H29 年度 (予定)	4	1	5

ウ 今後の方向性

(ア) 現在の維持管理業務委託

年間維持管理業務は継続していきます。特に土木は町単位又は北部 3 町単位で発注します。(一定の競争性は確保)

(イ) 新たな維持業務委託

配水管布設工事・配水管布設替工事

地区別業者数にかたよりが生じ、入札不調の傾向と水道施設工事業者のいない地区も生じている中、住民申請の配水管整備や災害時の緊急管路整備等において、速応する必要があります。

対応として、一部年間維持管理業務の運用を開始します。

(ウ) 発注方法

平成 28 年度まで	平成 29 年度から
契約課で契約手続を行うもの ・一般競争入札 ・随意契約 ・競争見積り合わせ ・公開見積り合わせ ・特命 (一者) 随意契約 等 対象：全件	①水道局で契約手続を行うもの ・随意契約 〔契約主体となりうる法人格を有する団体等との協定に基づく年間維持管理業務方式 対象：住民申請の配水管整備や災害時の緊急管路整備等で金額が一定金額以下のもの 実施時期：体制の整った地区から順次実施〕
	②契約課で契約手続を行うもの ・平成 28 年度と同様 対象：上記①以外のもの

(2) 水道施設工事について

平成 29 年度から配水管布設工事、配水管布設替工事については、入札参加資格の認定業種を次のとおり変更する予定です。

	東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種
平成 28 年度	水道施設工事
平成 29 年度	水道施設工事かつ土木一式工事